

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 53

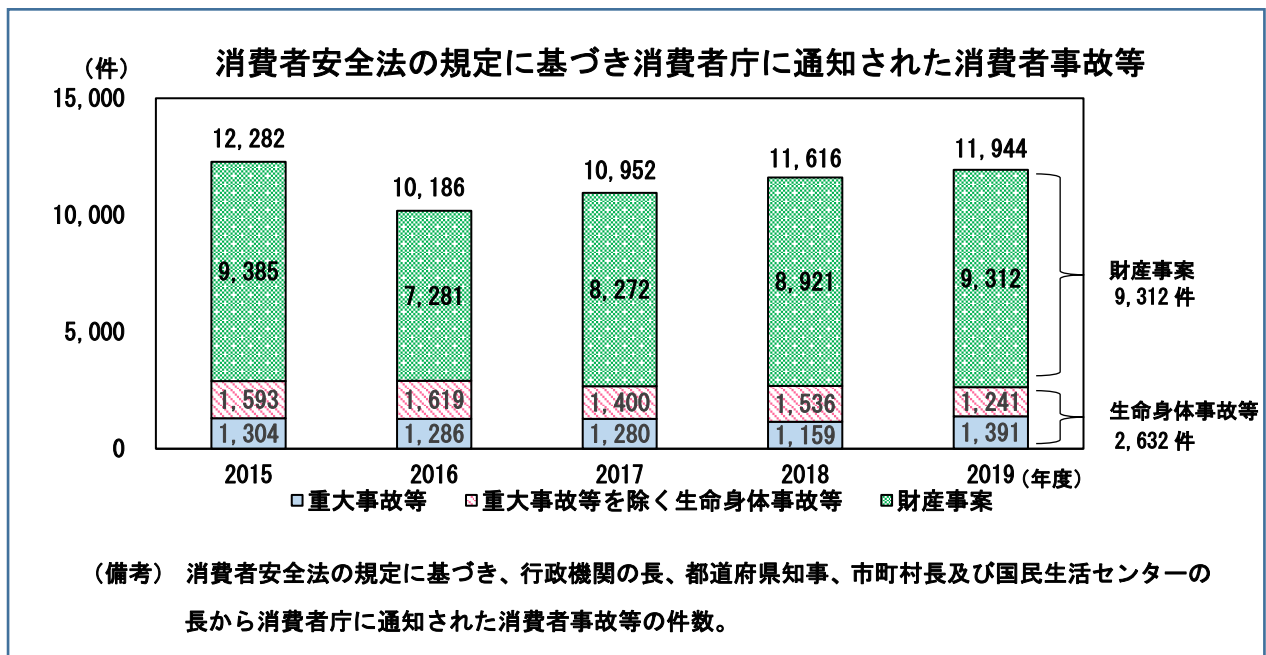
[事務局]

稚内市消費者センター
 稚内市中央4丁目16番2号
 稚内市保健福祉センター2階
 電話 0162-23-4133

◎令和2年版消費者白書の概要

「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果」

- 2019年度に消費者庁に通知された消費者事故等は11,944件。内訳は「生命身体事故等」が2,632件、「財産事案」が9,312件。
- 重大事故の通知を端緒として、ベビーベッドの収納棚が不意に開き乳児が窒息する重大事故等について注意喚起を実施。



○生命身体事故等のうち、重大事故等の約8割は「火災」。

○重大事故を端緒とした注意喚起

下部に扉付きの収納部分があり、床板の高さを調整できる木製ベビーベッドを使用中、収納部分の扉が不意に開いたために乳児が窒息し、死亡又は重体に陥った重大事故が2件発生（関係行政機関からの通知）。

○消費者安全法の規定に基づき、通知された財産事案を基に、事業者名の公表の注意喚起を13件実施。

○主な事案は、簡単に稼げると見せかける手口、チケット転売の仲介サイト等。

(情報提供元：消費者庁)

相談事例(稚内市消費者センター)

● スマホでダイエットサプリを注文、定期購入とは知らなかったので解約したい!

【相談内容】スマホの広告を見て、ダイエットサプリを注文。「A モニターコース」で初回 200 円。支払いはクレジットカードを指定。三日後に 12 粒 6 日分が届いた。同封の書面に「次回お届け分 1 袋 2 千円弱×10 袋発送」と記載。自分が見た広告にはそのような内容の記載はなく、見ていたら申し込んでいない。事業者へ架電し、2 回目以降のキャンセルを伝えると解約条件としてあと 2 回の購入が必要であり、また、3 回目購入後にモニターとして回答することで解約できるとのこと。あと 2 回購入しなければ解約できないのだろうか。



【対処】通信販売は特商法で事業者が記載すべき事項が定められており、解約条件は事業者が定める利用規約による。センターで当該商品の広告を確認してから再度連絡すると伝え切電。センターで「A モニターコース」の広告は確認できなかったが、「B モニターコース」の広告はコース名が異なるが初回価格、解約可能となる購入回数、契約の総額は同じであることを確認。購入条件である 3 回目以降の解約を事業者へ架電するよう伝えた。さらに相談者が見た広告を確認できないため事業者へ架電し、改善を求めた。



困った時には、稚内市消費者センターに相談してください。

相談受付時間: 月曜日～金曜日 午前 10 時～午後 4 時(祝祭日は除く)

電話 0162-23-4133

FAX 0162-23-4134

稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階

☆☆☆ 無料法律相談のご活用を! ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月 1 回(原則、第 2 日曜日)実施しています。

向う 3 ヶ月の【実施日】 8 月 9 日 ・ 9 月 13 日 ・ 10 月 11 日

○ 相談時間は、午前 11 時から午後 3 時までです。(相談時間は 1 人 25 分)

○ 事前に申し込みが必要です。相談を希望される方は、下記へご連絡願います。

☆ 稚内市環境水道部くらし環境課市民生活グループ 電話(直通) 23-6413